



長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2023年
9月25日
第2165号

インボイスの実施中止を
消費税は5%に減税を
大軍拡・大増税を止めよ
税務相談停止命令制度は
廃止を

お詫びと訂正 10月1日以降の登録申請でも「2割特例」利用可能 インボイス実施中止を求める長岡各界連行動に参加を

商工新聞長岡版先週号（9月18日号）にて、国税局への問い合わせにより判明したこととして、インボイス「2割特例」の利用要件に関する記事を掲載しました。

ところが、改めて問い合わせたところ、前回とは全く異なる回答を得ました。先週号に誤った情報を掲載したことについてお詫び申し上げます。次のように訂正いたします。

× インボイス「2割特例」を利用する場合は9月29日までにインボイス登録申請を行う必要がある。

○ 令和3年（2021年）の売上が100万円未満の免税事業者であれば、2023年10月1日以降にインボイス登録申請を行ったとしても「2割特例」を利用することができるとも。

政府がインボイス制度を実施するとして10月1日が迫っています。9月初め、小規模事業者やフリーランスらは36万人分を超えるインボイス中止署名を財務省、国税庁などに提出しました。しかし、政府は予定通りに実施する方針を変えていません。インボイス実施は小規模事業者やフリーランスを困窮に追い込み、格差拡大を助長します。大企業や富裕層を優先する政治姿勢は明らかです。

長岡民商が事務局を務める「消費税をなくす長岡各界連絡会」（長岡各界連）は、9月25日（月）昼12時15分よりアオーレ長岡前歩道にてインボイス実施中止、消費税5%への減税を訴える署名・宣伝行動を実施します。

「インボイスには反対だが、どうせ実施される」という声もありますが、長岡各界連は諦めずに活動を続けます。長岡各界連の署名・宣伝行動にぜひご参加ください。



インボイスを発行しない小売店、飲食店、サービス業のお店へインボイス制度が実施された場合の無用なトラブルを避けるために

インボイス制度が実施されたら、実施前には起こり得なかったトラブルの発生が想定されます。インボイスを発行しない小売店や飲食店、サービス業（理・美容、自動車修理等）の店にインボイス発行を求めるお客さんが訪れた場合について、起こりうるトラブルと、これを避けるための対策について、左記を参考にしてください。

① 起こりうるトラブル

① サービス提供後や会計時にインボイス発行を求められる。

② 会計後、発行した請求書（領収書）をインボイスに差し替えるよう求められる。

※「会計後」とは会計直後のみならず、会計から数日後、十数日後になることもあると考えられます。

② トラブルを避けるために

① あらかじめ「当店はインボイスを発行していない」「1回の支払い金額が1万円を超える場合、消費税の経費にならない」ことを伝える。

② 「当店はインボイスの発行をいたしかねます」などと記し、店内に目立つように（視認しやすいところに）掲示する。

経過措置 インボイスを必要とする事業所が、インボイスではない請求書（領収書）を受け取った場合

① インボイス実施から3年間は代金の80%、その後の3年間は代金の50%が経費として認められます。

② 基準期間（2年前、または2決算期前）の課税売上高が1億円以下である事業者を対象に、1回の取引額が1万円以下の場合にはインボイス実施から6年間は仕入税額控除が可能です。